

丹沢湖におけるカヌー等運航規程

1. 目的

山北町では、生涯スポーツの一環として、西丹沢の豊かな自然に恵まれた丹沢湖を拠点としたカヌーのまちづくりを推進している。

このようななか、様々なカヌーイベント（カヌーマラソン I N丹沢湖、カヌー教室等）を実施しているが、更にカヌー等指導普及事業を充実させ、地域振興の推進はもとより、スポーツ振興としての幅広いカヌー等の普及を図るため、丹沢湖におけるカヌーの運航規程を定めるものとする。

2. 事業主体

山北町（所管課：商工観光課）

3. 事業受託者

公益財団法人山北町環境整備公社

理事長 山北町長 湯川 裕司

神奈川県足柄上郡山北町神尾田 759-2 電話 0465-78-3415

4. 運航水域

立入禁止区域（永歳橋から世附方面等）を除く丹沢湖水域

5. 運航期間

4月から3月の通年とする

6. 運航時間

・4月から5月、10月から11月は、午前9時から午後4時30分までとする。

・6月から9月は、午前9時から午後5時までとする。

・12月から3月は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、状況に応じて時間を変更する場合もある。

7. カヌー等の種類

カヌー全般：外部の動力を一切使わず、人力でパドルを操り操縦者の前方に進む小舟（カナディアンカヌー、シーカヤック、リバーカヤック、フォールディングカヤック、インフレーターブルカヤック、スタンドアップパドルボード）

8. 利用方法

(1) 申し込み

湖面を利用する日の当日、丹沢湖カヌー等利用申請書を提出する。

また、事前に予約（電話も可）することもでき、予約無しで当日来られた方は、定員を超えた場合お断りする場合もある。

(2) 受付場所

申込みの受付は、公益財団法人山北町環境整備公社（以下、「環境整備公社」という。）とする。

(3) 運航条件

・ライフジャケット及びゼッケン等（貸与）を着用する。

・標識票（貸与）を標示する。

- ・その他申し込み時の誓約事項、運航計画及び丹沢湖カヌー利用時における遵守事項（別紙3）、丹沢湖スタンドアップパドルボード利用時における遵守事項（別紙4）の履行を厳守する。

（4）乗降場所

原則として、環境整備公社が設置したボート乗り場とする。ただし、特段の事情がある場合に限り、その申し出により他の場所からも乗降することができる。運航終了後は、必ず乗車場所で運航の終了を報告し、貸与した標識票及びゼッケン等を返却すること。

（5）管理費（利用料）

- ・自艇のカヌー等及びレンタルカヌー等においても、1艇1回500円とする。
- ・カヌー等及び付属備品の貸し出しについては、別途料金を定める。
- ・環境整備公社理事長が、公益上必要と認めた場合、利用料金の一部、または全部を免除することができる。

9. 運航の中止

- ・毎週水曜日（祝日は除く）及び年末年始（12月28日から1月3日）（SUPの運航については、4月から11月までの期間とする。）
- ・荒天により湖面が荒れ、カヌー等を運航させることが危険とみなした場合（天候が途中で急変した場合も同様とする。）
- ・濃霧により視界がさえぎられている場合
- ・その他、運航条件を守らなかった場合

10. 安全管理

（1）安全対策

- ・利用者に対し、申し込み時の誓約事項、運航計画及び丹沢湖カヌー利用時における遵守事項（別紙3）、丹沢湖スタンドアップパドルボード利用時における遵守事項（別紙4）を周知徹底する。
- ・受託者は、事前に監視員へ安全教育等の講習会を開催または受講させ、安全管理の周知徹底を図らなければならない。また安全教育等の講習内容や受講者講習会の状況が分かる資料を商工観光課に提出する。
- ・業務の実施に当たり、常に安全に留意し、事故や災害の防止に努める。事故や災害等が発生した場合には、必要な緊急措置を行い、速やかに報告し指示を受ける。
- ・監視船にて、利用水域及び安全運航の指導・監視を行う。
- ・事故が発生した場合において、救助体制、連絡方法等を明確にするとともに携帯電話の他業務用無線など連絡手段を確立すること。

(2) 緊急時連絡先

消防	1 1 9
警察	1 1 0

所属名	電話番号	F A X 番号
環境整備公社	0 4 6 5 - 7 8 - 3 4 1 5	0 4 6 5 - 7 8 - 3 6 8 6
酒匂川水系ダム管理事務所	0 4 6 5 - 7 8 - 3 7 1 1	0 4 6 5 - 7 8 - 3 3 7 1
山北町役場	0 4 6 5 - 7 5 - 1 1 2 2	
山北町商工観光課	0 4 6 5 - 7 5 - 3 6 4 6	0 4 6 5 - 7 5 - 3 6 6 1

警察署・消防署

所属名	電話番号
松田警察署	0 4 6 5 - 8 2 - 0 1 1 0
松田警察三保駐在所	0 4 6 5 - 7 8 - 3 3 6 0
小田原市消防本部	0 4 6 5 - 4 9 - 4 4 1 0
足柄消防署	0 4 6 5 - 7 4 - 0 1 1 9
山北分署	0 4 6 5 - 7 5 - 2 1 2 1

(別紙3)

丹沢湖カヌー利用時における遵守事項

丹沢湖でカヌーを利用する際は、次にあげる事項を守り、事故のないようにご利用ください。

1. 湖面では、常にライフジャケット及び(公財)山北町環境整備公社から貸与されたゼッケン等を着用し、利用水域内で運航すること。
2. 湖面利用は基本的にセルフレスキューであるので、十分に注意して運航すること。
3. 使用艇は、日々持込み、持出しとし、放置・係留はできません。
4. 団体の指導者は、初心者に対する注意を怠らず、危険及び事故の防止に努めること。また、初心者は、指導者の指示に従うこと。
5. 「丹沢湖におけるカヌー等運航規程」及び申込時の誓約書を十分に理解したうえで、湖面を利用すること。
6. 運航中に天候が急変したときは、速やかに着岸し、湖面の利用を中止すること。
7. 年間を通して、水温、日没時刻等に注意し、必要に応じてウェットスーツやドライスーツを着用すること。
8. 天候の悪化や事故が発生した場合など湖面の利用が危険と判断したときは、運航を中止することがあるので、(公財)山北町環境整備公社の職員の指示に従うこと。
9. (公財)山北町環境整備公社及び酒匂川水系ダム管理事務所の監視船の航行に支障のないように運航し、関係職員から注意等の指示があった場合は必ず従うこと。
10. 釣り舟や他の艇等に接触することのないように十分注意し、運航すること。
11. 湖面利用中の遊泳及びカヌーでの釣りは禁止する。
12. 各団体・グループの責任者は、常に安全な利用、運航の指導・監視を行い、他者の迷惑にならないように留意し、事故防止策に万全を期すこと。万一事故が発生した場合は、速やかに(公財)山北町環境整備公社に報告し、自己の責任において処理すること。
13. 丹沢湖は、神奈川県民へ水を供給している貯水池でもあるため、湖水面はもちろんのこと丹沢湖周辺への環境の配慮をお願いするとともに、自然保護への心配りもお願いします。
14. 「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規則に関する条例」を守ること。

以上、湖面利用のルール(丹沢湖におけるカヌー等運航規程・遵守事項)を守れない場合は、カヌーの利用を中止する場合があります。

公益財団法人 山北町環境整備公社 (丹沢湖記念館内)
TEL 0465 - 78 - 3415

(別紙4)

丹沢湖スタンドアップパドルボード利用時における遵守事項

丹沢湖でスタンドアップパドルボードを利用する際は、次にあげる事項を守り、事故のないようにご利用ください。

1. 1艇での利用は監視員の見える範囲で使用し、2艇以上での利用は中川方面及び玄倉方面までの湖面利用が可能。
2. 湖面では、常にボードリーシュ、ライフジャケット及び(公財)山北町環境整備公社から貸与されたゼッケン等を着用すること。また、裸足での利用は禁止する。
3. 湖面利用は基本的にセルフレスキューであるので、十分に注意して運航すること。
4. 使用ボードは、日々持込み、持出しとし、放置・係留はできません。
5. 団体の指導者は、初心者に対する注意を怠らず、危険及び事故の防止に努めること。また、初心者は、指導者の指示に従うこと。
6. 「丹沢湖におけるカヌー等運航規程」及び申込時の誓約書を十分に理解したうえで、湖面を利用すること。
7. 運航中に天候が急変したときは、速やかに着岸し、湖面の利用を中止すること。
8. 湖面利用可能期間は4月から11月までとし、水温、日没時刻等に注意し、必要に応じてウェットスーツやドライスーツを着用すること。
9. 天候の悪化や事故が発生した場合など湖面の利用が危険と判断したときは、運航を中止することがあるので、(公財)山北町環境整備公社の職員の指示に従うこと。
10. (公財)山北町環境整備公社及び酒匂川水系ダム管理事務所の監視船の航行に支障のないように運航し、関係職員から注意等の指示があった場合は必ず従うこと。
11. 釣り舟や他の艇等に接触することのないように十分注意し、運航すること。
12. 湖面利用中の遊泳、シュノーケル及びスタンドアップパドルボードでの釣りは禁止する。
13. 各団体・グループの責任者は、常に安全な利用、運航の指導・監視を行い、他者の迷惑にならないように留意し、事故防止策に万全を期すこと。万一事故が発生した場合は、速やかに(公財)山北町環境整備公社に報告し、自己の責任において処理すること。
14. 丹沢湖は、神奈川県民へ水を供給している貯水池でもあるため、湖水面はもちろんのこと丹沢湖周辺への環境の配慮をお願いするとともに、自然保護への心配りもお願いします。
15. 「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規則に関する条例」を守ること。

以上、湖面利用のルール(丹沢湖におけるカヌー等運航規程・遵守事項)を守れない場合は、スタンドアップパドルボードの利用を中止する場合があります。

公益財団法人 山北町環境整備公社 (丹沢湖記念館内)

TEL 0465 - 78 - 3415

丹沢湖カヌー一等運航水域

